

**概要** (令和3・4年度 追加受付)  
**一般(指名)競争入札参加資格審査申請書の受付について**  
**【共同受付に係る共通審査書類(県内建設企業)】**

**はじめに**

徳島県及び参加市町村は、入札参加資格審査申請の共同受付を実施します。  
 なお、既に令和3・4年度の入札参加資格を取得している方は、今回の申請は不要です。

**【参加市町村】**

徳島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、佐那河内村、神山町、牟岐町  
 美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

徳島県あるいは参加市町村が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する方は、この「手引き」により作成した「共通審査書類」(2ページ申請書A、B、C)を県の窓口、参加市町村が個別に設定した「個別審査書類」(別添一覧表)を各市町村窓口にて提出してください。

※ 参加市町村にのみ入札参加を希望し、徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。

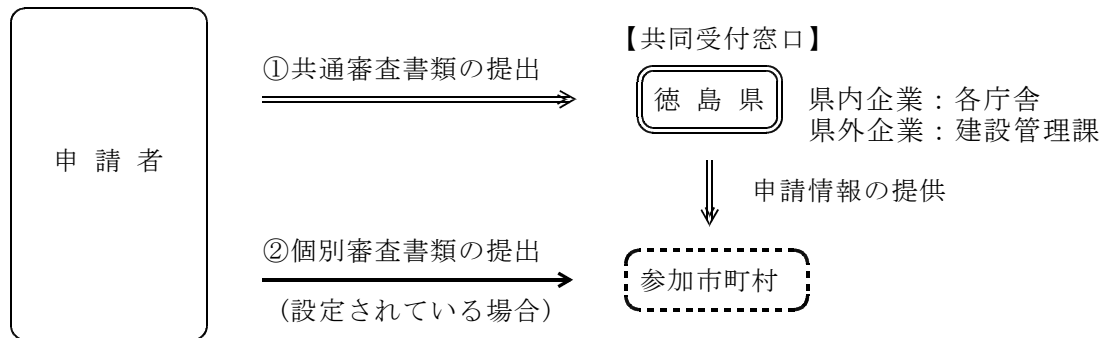
※ 参加市町村ごとに定められた「個別審査書類」は、県に提出する必要はありません。

※ 共同受付の詳細は、別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類一覧表」ファイルを参考にしてください。

※ 那賀町は、県との共同受付は行わず町独自で追加受付を実施します。受付方法等については、直接、町にお問い合わせください。

また、鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、石井町、海陽町は、追加受付を実施しません。

**【共同受付の流れ】**



以下は県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格に関して記載しています。

**1 申請書受付期間及び県の資格有効期間**

申請書受付期間	左の受付分の資格有効期間
令和3年7月1日～10日	令和3年8月1日～令和5年3月31日
令和3年7月11日～8月10日	令和3年9月1日～令和5年3月31日
令和3年8月11日～9月10日	令和3年10月1日～令和5年3月31日
令和3年9月11日～10月10日	令和3年11月1日～令和5年3月31日
令和3年10月11日～11月10日	令和3年12月1日～令和5年3月31日
令和3年11月11日～12月10日	令和4年1月1日～令和5年3月31日

※期間中の土・日・祝日を除く。

※受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

**2 申請場所** 所轄の総合県民局県土整備部 又は 東部県土整備局

- 東部県土整備局〈徳島〉契約・指導担当 (〒770-0865 徳島市南末広町6-36)
- 鳴門総合サービスセンター企画総務担当 (〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128)
- 東部県土整備局〈吉野川〉総務担当 (〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1)
- 南部総合県民局県土整備部〈阿南〉企画担当 (〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46)
- 南部総合県民局県土整備部〈那賀〉企画担当 (〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1)
- 南部総合県民局県土整備部〈美波〉企画担当 (〒779-2305 海部郡美波町奥川内字弁才天17-1)
- 西部総合県民局県土整備部〈美馬〉企画担当 (〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73)
- 西部総合県民局県土整備部〈三好〉企画担当 (〒778-0002 三好市池田町マチ2415)

**3 申請方法** 郵送あるいは持参による。

※ 郵送の場合は、提出書類に不備がなくなった日を受付日とするので、注意してください。

4 申請書類

様式ダウンロードは、

[https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/category/download/download\\_07](https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/category/download/download_07)



各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとしします。

(1) 申請書類A (No. 9～12以外はファイル綴じ、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類A一覧表
①	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【県内工事】(様式第1号)
2	営業所一覧表(県様式第2号) ※建設業法上の営業所が複数ある場合
③	登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人) (いずれも原本)
④	労災保険料納付済証明願 又は 労災保険未加入確認願(いずれも原本)
⑤	社会保険料納入確認(又は証明)書(原本)
6	建設業労働災害防止協会加入証明書 ※直近の経営審査時に提示したものの写しで可
⑦	営業所の見取図及び写真(6枚)
⑧	暴力団排除に関する誓約書
⑨	業者カード
⑩	提出書類チェックリスト
11	特殊機械所有状況等報告書 ※ほ装、区画線、法面処理工事を希望する場合
12	返信用封筒 ※郵送の場合 ・所在地、宛名を記入の上、所定額の切手を貼付すること。 ・受付票を郵送します。(受付票のFAX送信はできません。)

一覧の順番にファイル(A4版)綴じし、背表紙に、「令和3・4年度入札参加資格審査申請書(追加)」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

直近の経営事項審査を受審して以降、所在地、商号及び代表者等を変更している場合は、許可あるいは入札参加資格申請事項の「変更届」の会社控え(所管庁舎の受付印のあるもの)の写しを添付してください。

No.9「業者カード」、No.10「提出書類チェックリスト」はファイルにクリップ留めしてください。

No.11「特殊機械所有状況等報告書」については左上ホチキス留めにしてください。

社会保険料納入確認(又は証明)書に関して、健康保険の適用除外申請をしている事業所は、厚生年金保険について年金事務所発行の社会保険料納入確認書等及び所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料、社会保険料の徴収猶予を受けている場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを添付してください。

(2) 申請書類B (ホチキス留め、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類B一覧表
①	業者カード
2	営業所一覧表(様式第2号) ※建設業法上の営業所が複数ある場合のみ
③	総合評定値通知書の写し
4	障がい者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧 ※該当する場合のみ
5	4に関する証明書、雇用を証する書類
6	エコアクション21登録証の写し ※登録している場合のみ
7	ボランティア活動等実績申告書 ※該当する場合のみ(活動資料、証明書等を含む。)
8	消防団員の雇用状況一覧表 ※該当する場合のみ
9	8に関する証明書(原本)、雇用等を証する書類

一覧の順番にホチキス留めし(左上1か所のみ)、提出してください。

(3) 申請書類C (ホチキス留め、各1部。提出書類BのNo.7とは別、5(18)に該当する場合にのみ提出。)

No.	提出書類C一覧表
1	徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書 県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書
2	県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書

一覧の順番にホチキス留めし(左上1か所のみ)、提出してください。

5 申請書類の作成方法 様式と合わせ掲載している「申請書作成の手引き」を参照してください。

6 問合せ先

徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当 電話088-621-2519・2624

(〒770-8570 徳島市万代町1-1)

各総合県民局 県土整備部 又は 東部県土整備局

【各庁舎連絡先】	徳島庁舎(契約・指導担当)	088-653-8849
	鳴門サービスセンター(企画総務担当)	088-684-4620
	吉野川庁舎(総務担当)	0883-26-3713
	阿南庁舎(企画担当)	0884-24-4212
	那賀庁舎(企画担当)	0884-62-0069
	美波庁舎(企画・用地担当)	0884-74-7435
	美馬庁舎(企画担当)	0883-53-3407
	三好庁舎(企画担当)	0883-76-0605